

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年9月8日

京都地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手續の表示

手續番号      令和7年第11号

対象土地      京都市東山区清水四丁目156番23

京都市東山区清水四丁目156番15